

医療機関各位

対象：■鼻腔・咽頭拭い液採取をご使用の医療機関様 窓口点数計算について

鼻腔・咽頭拭い液採取とエックス線診断を同日に入力すると
フィルム料と電子画像管理加算が非算定になります。

例)フィルムを算定する場合

胸部X-P(単純撮影) 画像記録用フィルム(4)B4	1枚1分画	168
-------------------------------	-------	-----

※鼻腔・咽頭拭い液採取を入力すると
フィルム代の15点が減算されます。

胸部X-P(単純撮影) 画像記録用フィルム(4)B4	1枚1分画	153
鼻腔・咽頭拭い液採取		5

対処法)

鼻腔・咽頭拭い液採取の下に
子コメント{143}{16550}を入力します。
※フィルムが非算定にする論理番号を
削除する事でフィルム代が計算されます。

胸部X-P(単純撮影) 画像記録用フィルム(4)B4	1枚1分画	168
鼻腔・咽頭拭い液採取 コ) {143}{16550}		5

例)電子画像管理加算を算定する場合

胸部X-P(単純撮影) 電子媒体に保存	1回	
電子画像管理加算(一連の撮影につき)		210

※鼻腔・咽頭拭い液採取を入力すると
電子画像管理加算の57点が減算されます。

胸部X-P(単純撮影) 電子媒体に保存	1回	
電子画像管理加算(一連の撮影につき)		153
鼻腔・咽頭拭い液採取		5

対処法)

電子画像管理加算の下に
子コメント{2}{57}を入力します。
※電子画像管理加算は、
単純・特殊・造影撮影によって自動加算する項目です
{2}の後ろの{}の数字はレントゲンの項目によって
入力して下さい。
単純撮影:57・特殊撮影:58・造影撮影:66

胸部X-P(単純撮影) 電子媒体に保存	1回	
電子画像管理加算(一連の撮影につき)		210
コ) {2}{57}		
鼻腔・咽頭拭い液採取		5

※不具合が発生して申し訳ございません。
お手間をお掛けしますが、対処FILEが準備できるまでコメントの入力でご対応下さい。
よろしくお願いいたします。